

（政治改革に関する特別委員会）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定する。

二、この法律は、公布の日から施行する。